

# 山の会「くらら」会則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、山の会「くらら」と称する。  
第 2 条 本会は、日本勤労者山岳連盟・愛知県勤労者山岳連盟に加盟する。

## 第 2 章 目的および活動

- 第 3 条 本会は年齢性別を問わず、自然を愛し、山に登りたいと思うすべての人々の要求に応え、誰でもできる登山を行う事を通じて会員相互の交流と親睦を深め、スポーツ文化として、登山の発展と普及を目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
1. 四季を通じ、条件と要求にあった登山を行い、自然の素晴らしさを楽しみ、自然を守る活動を推進する。また、この素晴らしさを多くの人に普及し、多くの人を仲間に迎える。
  2. 登山の知識・技術の学習と実践およびその普及。
  3. 安全登山の実践・研究と普及。
  4. 他の山岳団体との交流を深める。
  5. 定期的な機関誌・誌の発行。
  6. その他目的を達成するために必要な活動。

## 第 3 章 会 員 と 会 友

- 第 5 条 本会の趣旨と本会則を認め、自然を愛し、山に登りたいと思うすべての人は、会員となることができる。
- 第 6 条 本会に入会しようとするものは、入会申込書に入会金を添えて提出し運営委員会の承認を受けなければならない。
- 第 7 条 会員の退会は自由とする。但し、会費を理由なく 6 ヶ月以上滞納した場合は自動的に退会の措置をとる。
- 第 8 条 会員は、15 歳以上(高校生以上)とし、幼児、生徒はファミリー会員として父母とともに登録される。尚、20 才未満は父兄(親)の同意を必要とする。
- 第 9 条 会員は例会に出席し、会の運営に積極的に関わっていくこととする。
- 第 10 条 会則、規程に違反し、会員として著しくふさわしくない行動があったときには運営委員会はその会員を退会させることができる。
- 第 11 条 身体の故障や仕事及び家庭環境の都合により、山行に参加できない会員及び同理由にて退会した会員は、会友となり活動及び交流を継続することができる。  
なお、会友については運営委員会にて別途定める

## 第 4 章 機 関

- 第 12 条 本会は次の機関を置く。  
総会、運営委員会、専門部会。
- 第 13 条 総 会
1. 総会は、本会の最高決議機関であり、会員をもって構成する。
  2. 定期総会は、年一回とし臨時総会は、必要に応じて開催する。
  3. 総会は、会長が招集する。また、会長は会員の過半数の賛成があった場合は、速やかに総会を招集しなければならない。
  4. 定期総会は、以下の事項を討議しなければならない。  
① 1 年の総括 ② 1 年の方針 ③ 運営委員と会計監査の選出 ④ その他
  5. 定期総会は、委任状を含めて、会員の過半数をもって成立する。
- 第 14 条 運営委員会
1. 運営委員会は、総会から総会までの間、本会の運営にあたり会全体を掌握するとともに、会の発展と会員相互の緊密化に努める。

2. 運営委員会は、運営委員、その他で構成する。
  3. 運営委員会は、会員から提起される事項を討議するとともに、山行計画報告などを出し合う。
  4. 運営委員会は、月一回以上開くものとする。
- 第 15 条 本会は、次の役員を置く。
- |         |       |         |     |
|---------|-------|---------|-----|
| 1. 会長   | 1 名   | 2. 副会長  | 若干名 |
| 3. 専門部長 | 各 1 名 | 4. 県連理事 | 若干名 |
| 5. 会計   | 1 名   | 6. 会計監査 | 若干名 |
- 第 16 条 役員の任期は一年間とする。役員の補充は運営委員会で決定する。補充された役員の任期は前任者の残りとする。

### 第 5 章 安全対策・遭難対策

- 第 17 条 会員はいかなる山行にも必ず「山行届け」を運営委員会に提出しなければならない。運営委員会は、提出された「山行届け」を検討し、注意、指導することが出来る。
- 第 18 条 本会の会員は、原則として、日本勤労者山岳連盟の山岳遭難救済制度である新特別基金に加入しなければならない。加入者は 1 口から 10 口までより選択する。2,000m 以上の山、アイゼンを使用するような雪山へ行く人は 5 口～10 口とする。
- 第 19 条 ① 本会が認めた山行について、事故が発生した場合、その救助搬出に要した費用は 17 条に定める新特別基金で賄うものとし、それを上回る費用については、原則として当該事故者の負担とする。当面の経費は、遭難始動資金によって立て替える。
- ② 遭難始動資金として、一会計年度につき一定金額を特別会計として積み立てる。事故発生時、当面の始動資金として使用される以外には使われてはならない。

### 第 6 章 財政

- 第 20 条 本会の財政は、入会金、会費、事業収益、寄付金等をあてる。
- 第 21 条 本会の入会金は 1,000 円、会費は月額 850 円とする。但し、一家族の中で会員 1 名(高校生以上)増すごとに 650 円とする。振込み納入とする。なお、再入会時は入会金を免除する。
- 第 22 条 会費は原則として 1 年分前納とし、納められた会費は返却しない。但し、前半(6 月末)までに退会届け書が提出した場合のみ、後期分に当る金額(半額)を振込手数料抜いて返却する。
- 第 23 条 本会の財務予算は定期総会時に承認を得て執行し、会計報告は翌年度の定期総会で承認を受けなければならない。
- 第 24 条 本会の会計年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日とする。

### 第 7 章 特 則

- 第 25 条 全会員一人ひとりが本会の主人公であり、全会員がいずれかの専門部に籍を置き、個々の条件要求のもとで、活発な活動を展開することをめざす。

### 第 8 章 本会の所在地

- 第 26 条 山の会「くらら」の会を下記におく  
瀬戸市北みずの坂 1-7-17  
山の会「くらら」 会計担当 水谷佐知子

### 第 9 章 補 則

- 第 27 条 本会則は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成によって変更する事ができる。

# 山の会「くらら」山行管理規程

この規程は、山の会「くらら」の登山活動が楽しく安全に行われるための大前提として、登山をするにあたって、会員が最低限守らなければならない事項を定めたものである。

## 第1章 計画書

- 第1条 会員は、個人・グループ・職場・会・県連などいかなる場合を問わず、ハイキング・尾根歩き・縦走・岩登り・沢登りなどいかなる形態を問わず、季節を問わず、山行を行う場合は必ず「山行計画書」を記入し、山行管理担当者に提出してチェックを受けた後に、山行を実施しなければならない。
- 第2条 定例山行・合宿など会の行事、および会を拘束する県連などの行事がある場合の個人・グループ山行は原則として認められないものとする。
- 第3条
1. 「山行計画書」の提出  
「山行計画書」の提出は、原則として1泊以上の場合は出発日の2週間前、日帰りの場合は1週間前までに山行管理担当者にファックスかメールする。
  2. 山行参加の申込み  
山行参加の申込みは、原則として1泊以上の場合は出発日の20日前、日帰りの場合は出発日の10日前までとする。
- 第4条 「山行計画書」を受け取った山行管理担当者は、その記入事項によっては、計画の変更、中止などの指示、指摘、適切なアドバイスをする事ができる。
- 第5条 指示、指摘などを受けた計画提出者は、必要があれば理由の説明を求められることが出来るが、基本的にはそれに従わなければならない。
- 第6条 「山行計画書」の記載事項は、会所定の計画様式の記入事項を満たすものでなければならない。(様式は別紙)
- 第7条 留守宅本部は、必ず会員でなければならない。県連の行事、県連加盟山岳会の山行に参加する場合であっても、会の山行管理者担当に「山行計画書」を提出すること。会独自の留守宅本部を設定することは同様である。
- 第8条 「山行計画書」提出後、メンバーの変更、計画書記載事項に変更があった場合、必ず山行管理担当者および留守宅本部に対して、その変更を告げなければならない。事後承諾については認められないものとする。

## 第2章 下山連絡

- 第9条 下山後は登山口に最も近い所にある電話で、留守宅本部に必ず下山報告をしなければならない。
- 第10条 留守宅を引き受けた会員は、下山予定日の20時を過ぎても下山連絡がない場合、メンバーの自宅(連絡先)に連絡して帰宅の有無を確認し、連絡も無く、帰宅も確認出来なかった場合には、山行管理担当者、会長に連絡しなければならない。
- 第11条 山行管理担当者、会長はただちに会議の上、運営委員全員を召集することとする。
- 第12条 運営委員会は、可及的速やかに事態を掌握し始動体制をとるものとする。
- 第13条 始動体制については、山域、メンバーなど計画の内容により、①情報の収集  
②現地の情報把握 ③出動メンバーの確認 ④県連遭対部との連絡など、ケースバイケースで最も適切と考えられる処置をとるとともに、出動待機の体制をとることにする。
- 第14条 24時間を経過しても帰宅しない場合は、「遭難」と判断し、ただちに現地に捜索隊

もしくは救助隊を送るものとする。但し、状況如何によっては、これ以前に捜索もしくは救助に向かうことを妨げない。

### 第3章 事故

第15条 事故については、下山遅れ、けが、装備の故障、その他最大漏らさず報告しなければならない。

第16条 事故については、軽重を問わず、徹底して原因や要因を究明するとともに、公開して教訓として今後の山行の中に生かさなければならない。

### 第4章 山行上での注意事項

第17条 可能な限り、単独山行は避けるようにしなければならない。

第18条 会員外のメンバーと山行を組むことは禁止しないが、その山行が恒常的な状態として続かないように注意しなければならない。

第19条 緊急避難的にエスケープルートもしくは計画をカットする場合を除いては、計画書記載のルートの変更は許されないものとする。

### 第5章 事故・遭難対策保険及び遭難始動資金積立て

第20条 1. 事故・遭難対策保険  
会員外を同行する山行の場合には、他労山会員は新特別基金に加入していること、一般者は原則として、傷害総合保険などの保険を掛けなければならない。掛けない場合は参加者にその旨を伝え、後でトラブルにならないようにする。  
なお、山行計画書に「非会員は保険に入ること」を明記する。  
2. 遭難始動資金の積立てと運用  
遭難始動資金とは「遭難事故が発生し、会として現地に捜索救助隊を派遣する場合に使用する活動資金である」、主な使途として、交通費宿泊費などであり、会員の日当は無料とする。一時的な貸出金であり、後日事故の当事者から返却する。北アルプスなど1日で行ける山域での遭難発生に対する備えと位置づける。積立目標金額は50万円とし、不足分は会員の一時持出しで運用する。  
一年間の積立ては、20,000円とする。

### 第6章 補助金・支払金・徴収金

第21条 1. 山行計画補助金  
山行計画が2週間前までに例会又は会報誌等で会員に周知されており、山行を実施し会報誌にて報告された場合、計画書を提出したが天候等の理由で中止した場合、及び下見山行として計画書を提出し山行を実施した場合は、次の補助金を山行計画者(実際に費用がかかった人)に支給する。  
日帰り(前泊を含む)山行 200円・1泊以上の山行 400円  
2. 参加費・交通費支給  
①会を代表して連盟、県連行事等に参加した場合は参加費、交通費を支給する。  
(公共交通運賃相当額)  
②会の運営委員会及び県連の理事会・専門部会に参加した場合、交通費実費  
(公共交通運賃相当額)を支給する。  
3. 支払金  
共同装備保管庫の場所代として、貸主である木全義治氏に1ヶ月当たり1,000円を支払う、振込は会費徴収月の翌月までに実施する。

#### 4. 連盟、県連主催の登山学校、各種講習会等受講料補助

会が認めた者が、連盟、県連主催の登山学校に参加する場合、その受講料の3分の1を補助する。(受講料の補助は初回のみとする、机上講習のみの受講料は補助しない)

#### 5. 徴収金

共同装備(テント及びザイル)の使用料として参加者から一人300円徴収する。なお、徴収した金額は同装備品の更新費の一部に充てる。

### 第7章 車両

第22条 車両を使用して山行を行う場合は、運転者の自覚はもとより、同乗者も交通違反や事故を起さないように互に注意を喚起しあうことにする。

#### 第23条

##### 1. 車利用料

会員所有の自家用車(任意保険加入車であること)で山行を行う場合、次の計算式で車利用料を算出し山行参加者で負担する。但し小学生未満は無料、小学生は半額、中学生は大人と同額負担とする。

参加者一人当たりの車利用料は、(運転手当・消耗品15円含む)

(ガソリン ~99/L30円×km) + 有料料金 = 合計 ÷ 参加人数

(ガソリン 100~139/L35円×km) + 有料料金 = 合計 ÷ 参加人数

(ガソリン 140~179/L40円×km) + 有料料金 = 合計 ÷ 参加人数

(ガソリン 180~219/L45円×km) + 有料料金 = 合計 ÷ 参加人数

(ガソリン 220~259/L50円×km) + 有料料金 = 合計 ÷ 参加人数

ガソリン単価の変動により見直しが必要と認めた時は運営委員会で決定する。

任意保険は次の条件を満足していること。

対人賠償 : 無制限

対物賠償 : 500万円以上

同乗者補償 : 1,000万円以上

運転者制限が運転者に支障無いこと。

##### 2. 運転手当

###### ① 交替運転手当

会員所有の自家用車で山行を行う場合、必要に御応じて運転を交替した時は、交替運転者に車利用料総額のうちから運転手当を支払う。 走行距離×10円

###### ② レンタカー運転手当

レンタカーで山行を行う場合、次の計算式で運転手当を算出し山行参加者全員で負担する。

参加者一人当たりの負担は 走行距離×10円 ÷ 参加人数

但し、マイクロバスの場合は30円とする。

### 第8章 規程の改廃

第24条 この規程の改廃は、総会出席者の3分の2の賛成によらなければならない。

この規程は 1996年1月制定

一部改正 2000年1月23日・2002年1月27日・2003年1月26日・

2004年1月25日・2005年1月30日・2006年1月29日・

2007年1月28日・2009年1月25日・2012年1月29日・

2012年5月13日・2014年1月26日・2018年1月28日・

2021年1月31日